

平成 27 年度第 1 回仙台市協働まちづくり推進委員会 議事録

○日 時：平成 27 年 7 月 15 日（水）19：00～21：00

○場 所：仙台市役所本庁舎 2 階 第 4 委員会室

○出席委員：風見正三委員長、小川真美副委員長、大橋雄介委員、

小野みゆき委員、熊沢由美委員、高浦康有委員、高瀬幸雄委員、

（欠席委員＝稲葉雅子委員、高橋早苗委員、茂木宏友委員、渡辺一馬委員）

※その他、ワーキンググループより、遠藤 智栄氏、菊地 竜生氏、

布田 剛氏が出席

○事務局：市長、市民局長、市民協働推進部長、市民協働推進課長、

NPO 認証係長、協働推進係長、他担当職員

○次第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 諮問

4 市長挨拶

5 委員長挨拶

6 市職員紹介

7 議 事

(1) 仙台市協働まちづくり推進委員会の運営について

(2) 「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する主な経過について

(3) 「協働によるまちづくりの推進のための基本方針」の策定について

8 報告事項

・市民協働推進課主要事業（平成 27 年度）について

9 その他

10 閉会

○会議内容

1 開 会

- ・当委員会の定足数を確認（11名中7名の出席により成立）
（欠席：稲葉委員、高橋委員、茂木委員、渡辺委員）

2 委嘱状交付

- ・机上配付による委嘱状の交付
- ・任期についての説明

（条例の規定に基づき、仙台市市民公益活動促進委員会の委員としての任期の残任期間と同一期間の平成28年3月31日までとなることを説明。委員長及び副委員長については、委員の身分や任期が継承されることから、引き続き委員長は風見委員に、副委員長は小川委員となることを委員により了承される。）

3 諮問

- ・奥山市長より諮問

「協働によるまちづくりの推進のための基本方針のあり方について」

4 市長挨拶

大変暑い中、こうしてお集まりいただき感謝申し上げます。長らく私たちが条例と言ってきた仙台市市民公益活動の促進に関する条例を委員会の中でもいろいろご議論いただきました。

平成11年の時点で大変素晴らしい条例であったし、それによって市民活動サポートセンターを中心に、多くの活動が展開されたことは間違いないが、NPOなどの数が大変増えていることや、地域団体や企業においても、社会的な貢献を目指した活動が多く繰り広げられていること、また東日本大震災において世界中の方々からの連携とパートナーシップが得られたり、またその刺激によって新しい活動が生まれたりというような状況の中で、この条例も一定の時代的な限界があるという議論も続いてきたと思う。

行政は条例を中心に自分たちの法律として施策を推進していくものであり、仙台市でも新しい形での市民協働にステップアップしていくための新たな理念や考え方を市民の皆さんと共有していくための新しい条例も必要じゃないかということのご議論をいただいた。

そのプロセスの中で条例がやはり必要だという提言や、今回の諮問では基本方針という言葉になっているけれども、指針という形でこれまで呼ばせていただいていたものについての中間的な報告などもいただいていた。

この間、条例の制定に向けて議会でもいろいろご議論いただいて、私たちも条例を深めていく中で、やはり言葉としてわかりにくいところがあるという指摘などもあり、後ほど資料に基づいて、担当のほうからも説明が入ると思うが、これまでの指針としていたもの

の文言を少し変えたような形で、今回条例の中に改めて位置づけさせていただいた。

そういう意味で、私からの諮問もペーパーとしての出し直しというところがあるわけけれども、基本的な考え方なり、目指すものなり、ご議論いただきたいと私たちとして願ってきたことは同じ線上にあると考えているので、引き続き議論を深めていただき、答申という形でちょうどいできれば、大変嬉しいと思っている。

今日は新しい名称になってから第1回の会議だけれども、引き続き活発なご議論をいただいて、これこそが仙台市らしい市民協働だというものをこのまちに生み出していけるように願っている。

5 委員長挨拶

〔風見委員長〕

この会議も久々に開いたが、協働まちづくり推進委員会の第1回目ということで、いつものメンバーが揃い、安心して委員会を始めた。今日は本当に公務が多忙な中、市長にも出席いただき、感謝している。委員にとっても身の引き締まる思いだろう。

今、市長からもあったように、もともとの市民公益活動促進事業という名前自身はかなり古めかしいが、仙台市が率先して、先駆的にやってきたことに時代が追いついてきたので、そういう意味でもう一度周回遅れにならないように、というよりは、常に最先端であるという心の下に諮問いただいたと思う。

今回新しく諮問いただいた内容をもう一度改めて見たが、まさしく総合的かつ計画的に実践するためということで、総合的な都市経営に向けた市民協働というものが、審議のコアの大きな部分ではないかと思う。

私の新刊「都市・地域の持続可能性アセスメント」は政策決定の中で合意形成がいかに図られていくべきかということまちづくりの専門家が書いたものだが、市民協働では、市民の意見が本当に政策に届いているのかということがまさしくその根本である。

ただ、政策的に言えば横の風通しもまだまだだし、今、市民の考えが反映した中で市民の方々が本当に参画できる政策立案というものがより求められているというふうに思う。

震災後、本当に新しい地方創生に向けて、こういう市民協働の考え方がより一層重要な意味を持つてくると思うし、奥山政権における市民協働というのはとても大事なフラッグシップなので、我々も責任の重大さを感じている。

今日はワーキンググループのメンバーも入っていただき、いよいよ10月ぐらいには最終的な答申を市長にご報告できるのではないかと思う。ぜひこれからもこの審議会でいい結論や方針を出していければと思うので、よろしく願いたい。

(市長退席)

6 市職員紹介

- ・新しく市民局に加わった職員の紹介

7 議事

- ・資料の確認後、委員長が進行

[風見委員長]

議事録署名人は高浦委員にお願いします。

[高浦委員了承]

[風見委員長]

終了時間は21時を予定している。今日は、協働まちづくり推進委員会と名前が変わったので、その運営についてというのが議事の1つである。それから、今回の条例改正に関する主な経過ということで、今回の議会での議決までの経緯を事務局より伝えていただく。3番目の議事に少し時間をとりたいので、1番目と2番目の議事は手短に進めていただき、3番目の基本方針について集中審議を行う。基本方針のあり方については、事務局では答申を10月と計っているようなので、そのように議事を進めていきたいと思う。それでは1番目の議題から説明に入っていただきたい。

(1) 仙台市協働まちづくり推進委員会の運営について

[事務局（市民協働推進課長）]

資料1の委員会の運営について、条例や規則に定めているもの以外の基本的な項目を数点掲げている。

委員会の原則公開や、傍聴定員数が最大10名であること、議事録を出席委員全員で確認した後に、委員長及び議事録署名人が署名すること、署名委員の順番や議事録の市政情報センター等での閲覧や市のホームページでの公開などについて挙げている。

[風見委員長]

これについては特に大きな変更はないということでもいいか。

(異議なし)

(2) 「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する主な経過について

[風見委員長]

2番目の事項について説明をお願いします。

[事務局（市民協働推進課長）]

条例の改正に関する主な経過で、資料 2-1 により概略を説明する。

平成 23 年にこの委員会の前身である市民公益活動促進委員会より、市民活動の促進から市民協働のステージへという提言をいただき、平成 24 年の 8 月には市から市民協働推進のための指針について諮問し、市民カフェなどを交えながら議論いただいていた。

平成 26 年 3 月には条例改正の必要性を含め中間答申をちょうだいしたところで、これを受けて、市としては条例改正に着手して、パブコメなども経て、この 2 月に条例の改正案を議会に提出した。その間も委員会においては、ワーキングの皆様含め、協働のあり方について議論や町内会などへのヒアリングなども行っていただいた。

条例案については議会において、「市民」を幅広く定義することなどについて、議論があり、3 月にいったん取り下げた。その上で 6 月の第 2 回の定例会に改めて提案をして、6 月 26 日に議決をいただき、7 月 1 日から仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例として施行されることとなったものである。

なお、議決にあたっては、議会から附帯意見として、「条例の施行にあたっては住民自治の原則を逸脱することがないように運用するとともに、市民活動団体について、その主体や活動内容等が多種多様であること、これを認識して、協働の推進が市民に不利益を及ぼすことがないように、十分留意すべき、市政に町内会等が大きく貢献していること、これに十分配慮する必要がある。また速やかに条例に基づく基本方針、これの策定に着手するなど、条例の目的達成に向けて、真摯に取り組むことを求める」と、そういった旨の附帯意見がなされている。

続いて資料の 2-2 で改正前の条例とも比較しながら、改正後の条例のポイントや概略を説明する。

目的については、改正前の条例においても協働を基調としたまちづくりを目指すべき本市の姿としていたところだが、その前段の市民活動の促進といったところに重きを置いてきたというものであり、新条例においては、それを踏まえつつ、協働によるまちづくりの推進といったことを明確にしたところである。それは条例のタイトルにも現れている。

市民の定義については、議会で議論いただき、市民を定義という形で規定することはしないこととした。

協働の理念については、多様な主体がそれぞれの力を発揮して、互いの力を引き出し、相乗効果を高めながら、課題解決に向けて創意工夫を続けるとしている。

市民の役割としては地域の課題解決や魅力の向上に努めるものとして、市の役割としては、引き続き市民活動を促進するとともに、住民のほか、通勤・通学者や市民活動団体、地縁団体、教育機関、事業者等々多様な主体間の連携を図るというような役割にしている。

基本方針については、委員会で議論いただき、基本施策や方向性などについても盛り込むものとなる。枠組みは改正前の旧条例と同じようなものとなる。

今回新たに議会への報告という規定が設けられたのは議会とも情報を共有しながら進め

ていくという趣旨であり、協働によるまちづくりに関する施策の実施状況を適宜報告するとしたものである。尚、市民活動サポートセンターについては引き続き市民活動促進の拠点であるとともに、新たに協働の推進に関する機能を加えるような改正となっている。以上が条例の改正に関する主な経過と中味になっている。

[風見委員長]

この内容について質問等がないようなら、また議論の中で触れることが出てくるかもしれないし、今日は3番目の議事に一番時間を取りたいため、早速3番に移らせていただきたいと思うが、いかがか。

(異議なし)

(3) 「協働によるまちづくりの推進のための基本方針」の策定について

[風見委員長]

今日の一番重要な議題の資料の3-1、3-2は事務局から説明いただき、3-3については、ワーキンググループから説明いただくということで、順次お願いしたい。

[事務局(市民協働推進課長)]

それでは資料の3-1ご覧いただきたい。協働によるまちづくりの推進のための基本方針の構成や今後の流れの案について説明を申し上げたい。1つめの基本方針の構成は、条例上は協働によるまちづくりの推進に関する基本的な考え方ということと、基本的な施策を盛り込むことになっているが、これまで委員会でご議論いただいていた市民協働指針がベースになることに変わりはなく、これをベースとして、条例で掲げている基本的な施策の方向性や市民活動の促進といった視点も盛り込んだ形のを想定している。

次のページの資料3-2では、基本方針の構成案で、左側が新たな基本方針の構成、項目案で、中欄と右欄に何をベースに組み立てるかといったような記載をしており、そのほとんどが市民協働指針の素案からということになる。市民活動の促進に関する基本的な考え方などについては、平成13年度に策定された「市民公益活動促進のための基本方針」における考え方などが参考になるだろう。

そして2の協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な施策については、1から13まであり、これは条例上定められている基本的な施策の方向性を盛り込むということになるかと思うが、これらについては市民協働指針の素案においても触れられているところなので、3の協働によるまちづくりを進めるための仕組みと合わせて、整理をしていくような方向になるかと考えている。

資料の3-1の2の基本方針策定までの流れということだが、引き続き同じメンバーでワーキンググループを構成いただき、協働によるまちづくりの推進のための基本方針のあり方として、答申案をご検討いただきたい。それを委員会でご審議いただき、10月を目途に

答申をいただければと考えている。

これを基にして、市が基本方針案を作成し、議会へ報告をするとともに、市民カフェなどで市民の意見を求め、年明けの 1 月には市としてこの基本方針を策定できればと考えている。これらの流れを 3 のスケジュールに落とし込んでいる。

〔風見委員長〕

以上の 2 点について、何か質問あるか。10 月に答申ということで、今日の推進委員会後、またワーキングでたたき台をつくっていただき、9 月に、ほぼ完成に近い形で固め、10 月の答申ということになればと思う。

今日気がついたところをくまなく出していただき、それに対してワーキングでもんだものを、9 月の委員会でもう一度最終的な審議をして固めるというタイトなスケジュールになっている。

その後、もう一度答申の後に報告を受けながら、市民カフェ等をやっていくということになっているが、このやり方や内容については、ワーキンググループの報告の後にまとめて意見交換したいと思う。

今日の時点で、具体的に行動指針になるものをどう作っていくかということ、いろいろご意見いただければと思う。それではワーキンググループのほうから説明いただきたい。

〔WG 遠藤氏〕

報告の前に少しだけお話しさせていただきたいが、私は 6 期と 7 期の委員をさせていただき、6 期の委員会のあたりでは、できた当時は全国的に先駆的だった条例が更新されていなかったり、現実のほうが先を行っていたりということで、当時の委員も、とても問題意識を持っていた。

このままのこの条例でいいのか、今から未来に使える仕組みにするためにはどうしたらいいのかということで、議論を重ねていたものがこうやって、徐々に、これからの未来にも合うような仕組みに生まれ変わろうとしているところに、一緒に加わらせていただいていることに感謝し、ワーキングのメンバーとして、これからも基本方針の作成に向けて、尽力していきたいと改めて感じた次第である。

では、お手元に資料の 3-3 を準備していただきたい。過去の委員会でのいろんな指摘や東日本大震災などを経て、協働についてきちんと定めながら未来をつくっていくということ意識しながら、ワーキングメンバーも議論していただいたと思う。

目次を見ていただくと、はじめに指針の策定の趣旨と、指針作成のプロセスという部分がある。そして 1 の協働に関する理念で、協働の目的や意義、そして政策形成過程への市民参画についての記載をしている。続いて 2 番ということで、協働を実践する担い手づくりということで、人材育成。あと人材や組織の強化という土台の部分表現している。

そして 3 が協働を進めるための仕組みということで、効果的な地域の課題を解決してい

くような協働を進めるための仕組みを4から12までまとめ、そして13が推進計画ということで、まとめてきた。

特にワーキングのほうで、何回も集まって作成をしてきたが、この仕組みがきちんと循環するようなイメージについての議論をかなりしてきた。これまでの反省としてPDCAをきちんと回してこれなかったのではないかと、その都度、改定すべきところを改定できなかったのではないかと課題がわかっていたので、どう指針作成後に評価や改善を経て、次のところに進んでいけるのかということ議論してきた。

ページ3-1の協働を実践する担い手づくりのあたりから、記載の表現のスタイルが変わっているが、こちらを改めて紹介すると、上の方にテーマとそのテーマについての簡単な説明が書かれている。例えばページ3-1だと、協働を始める担い手の育成ということで、テーマの簡単な説明の後、これまでの実態や課題を表現した上で、これからはこのように進めたほうがいいのかということ記載している。

そしてその下に私たち各主体のアクションということで、仙台市を担うさまざまな主体の皆さんのアクションを書かせていただいた。まさにこれは協働の指針ということでまとめているので、それぞれ自分はどんなことが期待されているのかとか、何をしたらいいのかということ、どなたも漏れなく意識してもらえるように、各主体のアクションを書かせてもらっている。

そしてページ3-13のところは協働を進めるための仕組みということで、言葉は推進計画になっているが、これはPDCAを回して、改善をして、そして評価をしていく仕組みまで指針で記載しているということになる。このため、5年10年経って、気づいたら時代と合わなかったということではなくて、随時時代や社会の課題に合わせて、さまざまな部分を修正していけるような推進計画を入れているということになる。

そしてページ3-1からの部分は、いろんな主体の方にも見ていただいて、一緒に協働を進めるということをイメージしているのも、素案の前半部分とは表現が異なっている。

[風見委員長]

今度の諮問の趣旨からすると、市民活動促進の視点というものを、この中でいろいろ定義し、論述しているが、それをもう一度見直して、基本施策の方向性や施策にどう結びつけるかということと、ページ3-1から始まる、いわゆる協働の担い手のマルチなつながりをどう表現するかという図柄や表現の問題も出てくるかなと思う。

このあたりをどうわかりやすくするか。もしくはそこをどう読ませるかというあたりが多分論点としてあるなと思っている。では、高浦委員のほうから、何かあれば。

[高浦委員]

非常に丁寧に作り込んでいただいているなという印象を持っている。最初のほうで、基本的な3つのコンセプトとして、仙台市が目指す協働で3つの円が重なる、自立・連携・

創発というところでは、まさに連携で進めて、さらに創発を生み出していくのかということが問われている。

例えばこの「自立」については「依存」の反対の言葉なので、主体的にそれぞれ力を発揮するということになる、自ら律するっていう、他律的ではない「自律」の漢字のほうに合っているのではないかなという違和感を持っている。

ただ既にだいたい決まっていることなので、これからどうこうするというわけではないとは思いますが、そのあたりの議論をもう少し尽くしてもいいのかなという印象を持っている。

[風見委員長]

その自立という言葉がしっくりいくのかという議論は前からあったが、律するほうの律もあるかもしれない。自立と言うと、連携がある意味前提になっているから、それとちょっと対立概念的に捉えすぎないかということがあった。

ではそれも1つ問題提起としておき、順次伺っていくので、高瀬委員からも何かあればお願いします。

[高瀬委員]

特段ないが、この机に置いてある水はどういう水なのか。仙台市でも水を売るようになったか。

[事務局（市民局長）]

私も詳しいわけではないが、水道局の水には違いなく、現在のところ市販はしていない。ただ、水道記念館という大倉ダムの南側にある施設に見学に行くと、一人1本もらえる。あとはシティセールスのため、こういう会議の場などで提供している。

[高瀬委員]

確か東京都でも水を買っていたような気がするが、本題と関係ない話ですみません。水はやっぱり仙台にとって重要な資源になっているという感じがするので、水に関わった協働というの、いろいろ出てくるかなと思う。今日の中味と、あまりつながってなくて申し訳ないが、そんなことを感じた。

[風見委員長]

では次に大橋委員。

[大橋委員]

まずはこの指針だが、これだけのボリュームを議論されたのはすごく大変だったと思う。お疲れ様でしたということをお伝えしたい。

あと気になったところで何点かだけ意見も含めてお話しできればと思う。

1つ目がページ3-8のところにある資金面での支援が必要になってくるという点。資金面での支援が必要なのは疑う余地がないところかと思っているが、既存の支援で言えば、地域創造基金さなぶりなど、既に立ち上がっていてある程度の仕組みをつくっている組織もあり、そういったところと必要に応じて連携をしていくとか、あるいはさなぶりファンドがあるから、そこに任せればいいみたいな発想になってしまわないようぜひ留意していただきたい。

行政でしかできないような資金支援というものがあるだろうし、さなぶりファンドのようなコミュニティファンドしかできないものもあると思う。全部がさなぶりファンドができる、やればいいみたいな感じではなく、行政にしかできないところはぜひ行政の力を発揮していただきたい。

あともう1つはコーディネーターの育成についてだが、これはスキルが求められるようなレベルの高い役割だと思う。よくありがちなパターンとして、誰か時間のある人に任せれば、もっと極端に言えばあまりお金もかけずに安く動いてくれる人に任せればうまくいくというような、そういったことではなくて、やはりそれなりのプロとか、できる人にフォーカスして、成果を期待して任せていくということが必要ではないかと現場の感覚としては思っている。

[風見委員長]

人材育成の部分や、協働まちづくりという名前にしたときの新たな全庁的な施策の連携図みたいなものは多分いると思う。その意味で、そこにつながるための何か行動指針にならなくてはいけないということかなとも思う。次に小野委員、お願いする。

[小野委員]

今回、この資料の素案と、以前意見をまとめてコメントを出させていただいたときのものと内容の突き合わせをしていないが、全般的に企業という立場から、取り組みの内容や、企業には何を求められているのかを考えながら、ざっと目を通させていただいた。やはり他の市民団体や地域団体などのカテゴリーと違うのは、企業は本来、本業を通してまちづくりに貢献することが最優先である。それに加えて、本業とは外れるけれども、地域貢献なり社会貢献なりという形で、プラスアルファのサポートを実施する、更に従業員一人一人がボランティアとして個人的に取り組めるような環境作りを行うという形もある。今回の内容は、本業を通しての活動より、本業以外やボランティアの内容が多く、期待されるのはやっぱりお金か…という印象が否めない。

企業に対して、資金面の協賛や寄付への期待が大きいのはやむを得ないところもあると思うが、本業を通じた活動でいいパートナーシップを組めるようなことも考えてほしい。その為の情報共有や出会いの場の充実が求められる。社員のボランティアについても、い

ろいろスキルがあるので、そういったものをいかした貢献ができるとういと思う。資金面への期待が前面に出てきている印象を受けてしまったので、その辺はご検討いただければと思った。

[風見委員長]

本業以外という、産官学民のそういう連携の中で、事業者間のしっかりとしたつながり方も明示しておいても当然いいわけで、そのあたりはあとでまた議論できればと思う。では熊沢委員、願います。

[熊沢委員]

まず今日は仕事の都合でこの後早退しなくてはいけないことをお詫びしたい。

私もこれだけの指針をまとめられたワーキンググループの皆さんの、作業の素晴らしい点に、敬意を表したいと思う。

以前のことを思い出しながら、今改めて思うと、マルチパートナーシップガバナンスという言葉が詰めていなかったことが、まだ心残りかなという思いがある。何か象徴的な言葉だと思うので、これをもっとうまく生かしたいなという感じがした。

読んでいて、やはり定義するのが難しい言葉なのかもしれないが、例えば協働のプロセスなどいろいろ協働について説明されていることが、マルチパートナーシップガバナンスの説明にもなっているのではという思いもあり、改めて定義するというよりは、これをこう名づけるみたいな使い方があっていいのかなということも考えた。

[風見委員長]

まさにこれは勢いで残している言葉でもあるので、その勢いをもう一度確認しなくてはいいが、今熊沢委員がおっしゃったとおりに、内容的に合っている言葉で定義するという形で趣旨が伝わればいいのかもしれない。これについての意見も後でいただくこととする。次に副委員長、願います。

[小川副委員長]

私からはまず1点目として、ページ3-8の市民活動サポートセンターの部分で、ビジネス的な手法による事業についてのセミナー開催や、寄付を促進するための情報発信を行うという文言がある点についてお聞きしたい。これは要はソーシャルビジネスや、コミュニティビジネスというふうに読み取れるのかなと思うが、そういったところを今後は市民活動サポートセンターで推進をしていくのかを確認させていただきたい。

それからもう1つとしてページ3-1の部分からのその他のところに、市民センターという文言が出てくる。前もこういう感じで市民センターは出ていたか。

出ていても出ていなくても特段ここではそれを問題にするということではなく、市民セ

ンターがここでは非常に重要な役割としてここに書かれていると読め、もちろん市民センターは確かに本来こういう役割をなすところと考える。

その昔は例えば一軒家の縁側に座りながら隣のおじちゃんやおばちゃんや子どもたちが集まって、今風に言うと町内会の課題が論じられていた。

そういった、中間空間みたいなところは、仙台であれば、市民活動サポートセンターが大きく1カ所担っているところではあるけれど、市民センターがその地域の中間空間的な役割を担っていくことができれば、地域での協働が生まれる拠点につながっていくのだろうと思う。

ひいてはそれが本当に民主主義の練習の場というか、みんながいろいろな多様な意見を持って、多様なことを考えながら、おらほのまちをどうすっぺつという話をするところになるんだろうという非常に重要な部分が出ていたので、前からこういうふうになっていたのかどうかと思った。

市民センターも巻き込み、参画してもらいつつ、ここに書かれているような拠点になっていけば、市民センターを場所としての拠点にしていけるのかなというふうに思った。

[風見委員長]

今、副委員長がよくまとめてくれたなと思った。俯瞰的にものが見えてきたかなと思う。全体の構造をうんぬんする前に、市民センターという言葉の取り扱いがどうだったかなということ、市民活動サポートセンターの今後の機能としてソーシャルビジネスや、コミュニティビジネスをこの指針なり、条例としてどう考えていくかということも結構大きなテーマだと思うが、事務局のほうから今までの中で何か答える点はあるか。

[事務局（市民協働推進課長）]

コミュニティビジネスやソーシャルビジネスなどの事業的手法を取り入れる中で、市民活動の活性化や協働を進めていくことは条例の中の基本施策の中にも盛り込んでいるので、そういったものを具体化して政策に生かせる場として、市民活動サポートセンターには、市民活動の促進という視点だけではなくて、協働によるまちづくりのために必要なものとして、そういった機能も加わっていく。その中でいろいろ講座とか何かそういったものは考えられるのかなというふうに思っている。

市民センターは、市民活動室という市民活動サポートセンターのフリースペースや印刷などができるような部屋があるところもあり、地域の市民活動の促進、地域活動団体の活動の場というような位置づけもある。また今年からその市民センターと地域団体、町内会などが一緒になってまちづくり活動の提案を行い、それに対して助成金を出す市としての新たな施策も始めたところである。市民センターと市民活動サポートセンターがどう連携するのは、いろいろテーマとして考えるところはあるかとは思っている。

企業の社会貢献のあり方については、中小企業活性化条例が施行されており、その中で

企業も地域のまちづくりの担い手としての捉え方もされている。企業も本業の部分で活動する中で、まちづくりの重要な担い手として、力を発揮することが期待されているといったようなところはあるかと思う。

[高浦委員]

市民センターに関連して、住民にとって身近な公民館的機能になるのはコミュニティセンターがあると思うが、政策的に自立した単位としては見なされていないということで、ここでは入っていないのか、もしくは市民センターに集約されての議論になっているのか。コミュニティセンターの位置づけが疑問に思ったが、いかがか。

[事務局（市民協働推進部長）]

ワーキングの中で、最初ここまで市民センターに特化した内容ではなかった。区役所やいろいろな市の公の施設でというような書きぶりだった。いろいろ議論を重ねていく上で、市民センターという言葉が出てきて、それが今の案になっているのが経過であり、特にコミュニティセンターという言葉は出てこなかったの、入っていないということになっているかと思う。その辺は突き詰めての議論にはなっていなかったのではないかと記憶しているが、メンバーの皆さんはどうか。

[WG 遠藤氏]

市民センターは職員がいて、つなぐ機能がある。コミュニティセンターはつなぐ機能があるわけではなく、いわゆる鍵を地域の方が管理して、その場所を使って活動する所である。市民センターは、ある意味つなぐ職員がきちんといて、いろんな政策的にもその生涯学習の中でも、地域の課題解決ということも位置づけられている。その市民センターのあるエリア以外の人には知らないけれども、実は市民センターで協働はたくさんなされていて、そこに協働があるのに、まだまだ全市として共有化されていないのはもったいないという意見があった。

市民センターから NPO が生まれて、活動しているケースも結構あるし、あとは、お金がなかなか回らないけれど、困難な方にサポートしている方々が市民センターを使っているという実態もあるので、市民センターの重要性という意見が結構出ていたのかと思う。

市民センターと市民活動サポートセンターだけではなくて、公共施設には職員がいるので、すべて協働のコーディネートができる場だと思う。そういった意味で施設への期待も議論の中ではあったかと思う。

[風見委員長]

市民センターは、市民協働の新たな拠点機能という意味で文中に書いて、市民センター以外にどんなものが入るのか並列で書いてもいいかもしれない。市民センターだけという

意味ではないと思う。例えば市民活動サポートセンターもそうだし、コミュニティセンターもそうだけど、それ以外のいろんなカフェがあるかもしれないし、さっきのソーシャルビジネスや、コミュニティビジネスもそう。

いろんなものが誘導され、何か創発されていくようなものを協働まちづくりの拠点として定義していったほうがより進むのではないかと思う。

市民活動サポートセンターにはもちろんソーシャルビジネスや、コミュニティビジネスもやってもらいたいとも思うし、そこに民間企業のいろんなパートナーシップやプラットフォームができるというのが、新しい条例の中味ではないかなと理解しているので、そういうものを書き込もうという趣旨だろう。

いろんな意味で市民センターはもっと活発化しなくてはいけなくて、それは市民局としても十分承知のところだと思うし、生涯教育や学校教育もそうだが、教育と市民協働といろんな政策の市民参加というのは、もう一緒にないとまず徹底しないので、できたらそういうことが加速するための条例なり、指針になってほしいと思うので、もう 1 回ワーキンググループの中で書き込むところを今日探っていただきたい。菊地さんと布田さんはそのあたりどうか。これまでの議論で何かあれば。

〔WG 菊地氏〕（市民活動サポートセンターセンター長）

市民センターで協働のまちづくりということをうたったときに、何のためにというところが出てくるかと思う。そのときに地域の課題をどれくらい把握して、そのために多様な資源を持つ多様な主体が集まって、その課題を解決していくということが必要だと思う。

私の実感として、市民センターの館長研修等をさせていただいたときに、例えばこの地域は高齢化率何 10%で、こういう課題が明確に出ているというように、館長の方が本当に地域の課題を的確に把握されているという認識があった。

もしかしたらそういった地域課題がこういうテーブルの真ん中であって、それを基に多様な主体がその課題を解決するために、いろいろな支援を持ち寄りながら、協働まちづくりが地域で進んでいくという意味では協働のまちづくり拠点が、本当に市民活動サポートセンターだけではなく、市民センターでもあり、いろいろな場で生まれていくということをわかりやすくピックアップしたものかなと思う。

あとは市民活動サポートセンターの事業で言うと、改めてこの市民活動サポートセンターの役割というところが、身の引き締まる思いがしているので、しっかりと皆様のご意見をいただきながら、事業を進めていきたいと考えている。

〔WG 布田氏〕

私から若干補足的にいくつかコメントをさせていただきたい。大橋委員から、資金面で例えばさなぶりファンドなどだけに任せず、行政としての役割も発揮してほしいというふうなお話があった。ワーキンググループでの議論では、特に補助金とか助成金だけに頼るのではなく、もっとほかの資金調達の手段について議論していたかと思う。

もちろん補助金や助成金も当然推進するというのもあるし、寄付を推進していくような仕組みや例えば融資の仕組みとか、そういうものをもう少し金融機関などとも連携してできるようになるというのではないかなという議論がされていた。

あとは市民センターについてだが、やはり地縁組織などの地域の団体も地域の課題を解決していくというところでは、重要な主体になっていく。市民活動サポートセンターが全市的な取り組みの中では中心的な協働の拠点になるけれど、地域の中にもそういう場が必要であろう。そういったときに市民センターの役割が大きいのではないかな。

その他の主体のところにも市民センターが入ったので、市民センターが目立っている感じだが、ほかのテーマ型の公共施設というの、もちろん協働を推進する役割としては大きいということも認識している。そこら辺は書きぶりとして統一されておらず、公共施設の代表的なものとして、市民センターが出てきたような部分はあるので、少し書き方を工夫したほうがいいかなというふうに思った。

[風見委員長]

高浦委員からあった「自立」については、討議しなくてはいけないテーマだと思う。

自立は先ほど高浦委員がおっしゃったとおり、律するほうの「自律」もあるかなという気もするし、ある意味主体ということだろう。主体と書くかどうかは別にして、ここで言いたいことは、それぞれの主体が個々の力を発揮するという。自律と言い換えるよりは、主体的にということなので、自律よりはまだいいかなと思う。

それともう一つはマルチパートナーシップガバナンスについて、資料の中にコメントとして、「多様な協働が効率的にかつ健全な活動を可能にするシステムであり」と書いてある。例えば“マルチパートナーシップガバナンスを目指し”という形で、文中定義でさらっと言ってもいいのかもしれないし、副題でもいいかなとも思っていた。よりやわらかくするのであれば、文中での定義でもいいかなと思う。

ただ、個人的にはマルチパートナーシップガバナンスというのは、それを日本語にうまく言い換えることができない、うまい響きだと僕は気に入っている。別に委員長が気に入っていると言ったら、それに従う必要はないが、なかなかジャンピングポイントだというふうには思っている。もっといい言葉があればもちろん大賛成だ。

この中で書いてあることのほうがすごく重要で、例えば自助共助の取り組みはボランティア活動のほか、企業の社会的貢献活動とか、さらに言えばソーシャルビジネスの取り組みと書いてあって、それを促進するための仕組みがマルチパートナーシップガバナンスだという流れだということも位置づけておけばいい。それに伴って市民活動サポートセンターも、機能も変わっていくし、市民センターその他のものが協働まちづくり拠点になるものになっていくということも明言すれば、市民局から発する政策によって、経済局も教育委員会も生涯教育系のところも全部変わる。市民センターと言うよりは、協働まちづくりセンターなどのほうが、企業なども本当は入りやすかったのではとったりして聞いてい

た。それが2点目。

それで全体構成を改めて見ると、最初のページ2-1のところは協働の理念ということで、目的、意義などが書いてある。2ページ目で図が出てきて、この自立・連携・創発があり、これが結構一番重要で、主体・連携・創発でもいいような気がした。

マルチパートナーシップガバナンスについては、さまざまな主体がどう連携して、新たな都市経営につながるような事業の創出など、広くつながりをつくるということが書かれていればいい。

要はそれぞれの主体の役割で、各主体のアクションを少し図式化したりなどして、ここでみんながどんなふうにネットワーク構造に関わればいいんだということを書き込めると、協働やマルチパートナーシップになるのかなというふうに思った。

大体の議論が出てきたと思うが、高浦委員、先程の主体のところについてはいかがか。

[高浦委員]

主体はキーワードにもなっているので賛同する。そのほうがストレートに伝わるのではないかと思った。

[風見委員長]

部長は何か覚えているか。

[事務局（市民協働推進部長）]

確かに自ら立つというようにするか、自ら律するにするかという議論はスタートのときにあり、事務局としても自ら律するというで挙げていたが、市役所内部での検討の中で、立つほうの自立になったってというような経過はあったかと思う。

ただ、この3つのキーワードについては、これまでも市長の記者会見の時や、条例案のパブコメのときに、こういう言葉を使ったことはあるけれど、そこでフィックスしているわけではないので、この新たな委員会での議論を基に、よりよいものに変えていくということは可能かと思う。

[風見委員長]

今日のところは議論を決する必要は全くないので、もし意見があれば事務局にご意見をいただきたい。

次回ぐらいにはワーキンググループの検討を踏まえて、1つに決めたいなというふうに思うので、宿題で持ち帰っていただきたい。

マルチパートナーシップガバナンスをどうするかについては高浦委員どうか。

[高浦委員]

どうしてもカタカナ語ですぐ馴染めないという方もあるだろうが、その象徴的な言葉を使うことで、何だろうかと考え、その意味合いをじっくり熟成していくよさが出てきたりする。この言葉をあえて残すということも、また 1 つ意義があるというふうに思って聞いていた。わかりやすい定義を何とか文章の上で表現できると、出発点としてはいいのかなと思う。

[風見委員長]

小野委員、企業の報告書も結構カタカナが多いが、カタカナを減らすように言われるか。

[小野委員]

今、グローバル志向になっているので、カタカナや英語を略した用語が多用され、意味の理解が追いついていないこともある。本件は先端的・未来志向的なイメージが感じられるので、あまり言葉自体に違和感を感じていない。

[風見委員長]

市民感覚で、高瀬委員どうか。

[高瀬委員]

マルチパートナーシップまでは理解できるが、その後のガバナンスというところも、慣れないかなという感じは持つ。ただ、いろんな横文字がいっぱい並ぶということも、慣れていかなければいけないのかなという思いもある。

[風見委員長]

これも今日は特に採決を採る気はないので、ワーキンググループでもこれを議論してほしい。

アマゾンで流行っている本の言葉は大体新しいが、今はガバナンスが多い。ガバナンスは少し専門性があるかもしれないが、遠藤さん、そのあたり、議論されたか。

[WG 遠藤氏]

指針を策定する上では、いろんな市民の方が読むということを前提につくっている。別にカタカナ語禁止としているわけではないが、本当に必要なものは入れる感じにしている。どちらかというと、訳せないし、固有名詞になってもう広がり始めているものについては使っていると思う。例えばオープンデータ、プラットフォーム、フューチャーセッションなどは使われ始めていて、なかなか日本語にしづらいものは入れているかと思う。

ただ、やはりいろいろな方が読むということで、わかりやすい指針にしようという意識

は持って議論していると思う。

[風見委員長]

市民局長は、俯瞰的に見てどうか。

[事務局（市民局長）]

難しいカタカナ語の評判が悪いのは間違いない。あと町内会の皆さんなど広く知っていただくためには、相当わかりやすい用語の定義のページをつけるとか、あるいは先ほどのように図示するとかが必要。

二元代表制などの話で、協働の話が進まないことがあるので、ガバナンスについては、表現の仕方を工夫する必要はある。

[風見委員長]

ガバナンスが理解されていないところがあるのだろう。ワーキンググループでもう一度砕いて、何案かを次回議論に持ち込んでいただいてもいいかなというふうに思う。

ガバナンスは、ガバメントからガバナンスへという言い方があるくらいなので、どちらかと言うと、自治という考えは市民主体で、その地域をどうマネジメントしていくかという側なので、選出された議員は、むしろガバナンスに従わなくてはいけない部分もあると思う。専門的な筋からすれば、ガバナンスは広げたい言葉でもある。

ただ、捉えにくく、説明が不十分で議論がそっちのほうに走ってしまうのも何なので、丁寧な翻訳が必要だと思う。そこのところをワーキンググループでももう少し考えてほしい。ガバナンスは、目指すべきビジョンとしてはいいが、もう一歩手前の言葉のほうがいいのかということもあろうかと思う。3つ重ねていて、これはかなり挑戦的な言葉だと思う。

[高浦委員]

ガバナンスの話の続きだが、政策決定の過程にどう市民が参画するかというところで、ページ 2-6、2-7 の多様な市民が参加するワークショップについて、具体的な手法をイメージさせるところがあるといい。

[風見委員長]

どちらかと言うと、ガバナンスは住民参画なので、実は相対するものではなくて、より促進させる手法だと思う。ただ、その市民参加が本当になし得たときに、どういう政策が進展するのかという、イメージがないと結果的には行政内部でも今一つ進まないし、環境政策 1 つ取ってもアセスメントをやろうと言うと、スピードが遅れるんじゃないかということがブレーキになったりもする。

でもやはり合意形成をしていくことは、最終的にはいい結果を生むことなので、そのた

めの市民協働という概念だったり、ガバナンスの仕組みだったり、多様な主体で早期に考えて、施策をつくっていかうということだと思う。そういう意味では市民協働は、市民局だけど、環境政策とか産業政策とか全てに関する根幹的なところなので、そういう意味ではすごい大きな条例が改正されたということになったと思っている。

用語の点も含めて、また持ち帰りで、コメントしておきたいことがあれば、メール等で、事務局に発信していただければというふうに思う。

[小川副委員長]

市民センターというところはその文言の表記の仕方を再考されるという感じか。

先ほどの議論だと、市民センターはあくまでもさまざまな公共の施設の代名詞というか、一部代表して書いてあるということだったかと思うが、このまま言い切るのか、それとももう少し文言をプラスアルファをして書いていくのか。

[WG 遠藤氏]

そういう議論はしているので、ワーキングに持ち帰って、市民センターだけではないように表現していけたらと思う。

[高瀬委員]

実は先月、東京で私が前に住んでいたところに行ったら、区民協働交流センターというものがあつた。仙台に戻ってきて3年目ぐらいだが、その3年の間に区民協働交流センターというのできて、素晴らしいなというふうに思った。

仙台市にそういうものをつくってくれなんていうことを言うつもりはないけれど、先ほどの議論は協働の機能を持ったセンターをどうするかというところだと思う。行政にはそういったものがもう数えきれないくらいあると思うけれど、一つ一つにそういう機能を植え込んでいくということ、何か表現しておいてもらうといいのかなというふうに思った。

[高浦委員]

今回の条例ではあえて市民活動サポートセンターはそのまま名称を残して、協働サポートセンターとかそういった名称には変えなかったという背景は何かあるのか。

[事務局（市民協働推進課長）]

市民活動サポートセンターもオープンしてからもう10数年経っているが、だいた市民の皆様が馴染まれた中で、協働の前段で市民活動のサポートは、引き続きやっていくという意味合いもある。市民活動を支えつつ、機能としては協働というあたりを加えていく中で、ベースとしてはまだまだ市民活動のサポートをするということで、名称は変えていない。

[風見委員長]

名前をもし変えないのであれば、市民活動サポートセンターの中に協働まちづくりユニットとか、協働まちづくりコーナーとか、何かそういうものを提示して、協働の新しいエンジンになるんだという宣言がないと、市民活動サポートセンターはそのままなのかと言われるという気がするが、どうか。

[事務局（市民協働推進課長）]

名称を変えるとなると、名称も条例上に載っているのだから、条例の改正が必要になる。機能として持つからには、こういうふうなところが加わったというようなところがわかるような形にしていくのは、必要だと思う。

[風見委員長]

特に異論がなければ、ワーキングメンバーに菊地さんも入っているから、知恵を出してもらって考えてほしい。そういう新たな一歩をまた踏み出す時期だということではないだろうか。

僕は加藤哲夫さんのソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの流れを継いだつもりでいて、頑張ってきたが、単に市民活動だけではなくて、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスにつながるような地域主体の事業を提案できたり、いろんな企業とそういうアライアンス（提携）を含めたりするような市民や市民団体がどんどん出てきているわけなので、協働まちづくりの何か拠点機能を市民活動サポートセンターに置いて、それが市民センターとかいろんなものをつなぐのでもいいと思う。そのあたり一歩踏み込んだものをつくってほしいというのがこの委員会の要望ではないかと思う。

[事務局（市民協働推進部長）]

市民活動サポートセンターの機能として、協働のところをもう少し強化したらというような趣旨だったのかもしれないが、この市民協働指針案のページ 3-7 のところの、協働のエンジンとしてさまざまな主体が出会う場づくりの辺りを肉付けするのもあるのかもしれないなと思って、聞いていた。

特に「これからは」というところの、下から 3 行目で、いろいろ課題の解決に向けた対話と行動が引き起こされるさまざまな場、円卓会議、フューチャーセッション、大縁会と結構具体的に書かれているのと、ずっと下のほうの市民活動サポートセンターのところには、いろいろ混ぜて俯瞰する場と機会をつくるということが載っているのだから、この辺のところになってくるのかなと思っている。

ただ、一方で市民活動サポートセンターについては、仙台市のほうから指定管理を今年度から 5 年間お願いをしており、その中でいろいろ市民活動サポートセンターとしての指定管理期間の事業計画というのもあるかと思う。実際にやるとなれば、その辺との整合

性も考えていくようにはなるのかと思うが、方針としてある程度、未来を見据えて、ここに入れ込んでおくことは可能かと思うので、その辺も合わせて議論していただけるとありがたい。

[風見委員長]

協働によるまちづくりを推進する条例に変わったわけなので、それに対して市民活動サポートセンターが対応していくというやわらかい一言があるかないかで、市民活動サポートセンターの意思決定が変わっていくと僕は思う。

その部分を担当部署として了解いただければ、それでいいのではないだろうか。どの程度、急進かどうかもまだ指示する立場ではないが、市民活動サポートセンターがどうなるのかということも含めて、重要な時期に来ているという認識でいいと思うので、そのあたり慎重かつ大胆に頑張っていたきたい。

特にこの委員会は本当にワーキンググループの開催がたくさんあって、本当に時間を割いていただいているこの日があると思うし、冒頭で述べたが、未来の都市経営を支える新たな協働の実践のためにという、未来の都市経営というところに踏み込むための市民協働は多分なかなかないと思う。

それが全庁的に変えていくための根幹の部分になるというような誇りと自覚を持って、これからもこの委員会と事務局とともにやっていきたいというふうに思っている。世に出るとあとは修正できないので、もう一度読み返していただいて、細かいところやビジョン的なこと、抜本的なフレームのことも含めて、ワーキンググループの検討に間に合うような形であれば、追加コメントを出してほしい。今日の議論は事務局のほうでまとめつつ、ワーキンググループと共有していただきたい。時間がないので、ワーキンググループの検討結果をメールで共有してもいいと思う。事前にある程度共有した上で、9月の委員会に臨みたい。

私が最初に委員会に入ったときにも、この議論に至るまでの重要な議論がたくさんあったように思う。この改正に向けて船を乗り出して、2期分くらいかかって、もう少しかなという意味では、今日この日を迎えられて、本当によかったなというふうに思う。

最後、この指針をつくるのが、この諮問の一番の重点なので、もう一度向かっていただいて、いいものを世に出していきたいというふうに思う。

8 報告事項

- ・市民協働推進課主要事業(平成27年度)について

[風見委員長]

報告事項はあるか。

[事務局（市民協働推進課長）]

1枚ものの資料4は今年度の市民協働推進課の主要事業概要ということで、参考としてつけている。庁内各部局において、市民活動の促進や市民協働の事業が多々あるが、まずは我が課でどのようなものを行っているかというのを参考までにご紹介させていただければと思う。

予算額なども載せているが、復興の関係で申し上げると、生活復興プロジェクトということで、応急仮設住宅に入居されている被災者の方を対象に、訪問したり、相談に乗ったりというような見守り活動、これは委託事業にはなるが、そういったもので生活再建をサポートしているという事業を持っている。今後仮設から恒久的な住まいに転居される方々、どんどん進んでくるかと思うが、そういった転居の際のサポートなどもしている。

それと震災メモリアルプロジェクトということで、震災の記憶、これを市民共有の下、引き継いでいこうということで、伝える学校事業を立ち上げ、市民団体と一緒に記憶を伝える仕組みを考えたり、ゼミをやったり、沿岸部の被災地のツアーなども一緒に企画をして進めているような、そういったプロジェクトもある。

それと多様な主体による新しい協働の推進ということで、まさに協働というようなものになるが、その中にはやはり拠点施設ということで、指定管理をお願いしている市民活動サポートセンターの運営や市民活動補償制度がある。

それと若者の社会参加の促進や、市民協働人材の育成ということで、我々職員がNPOの現場に出向いて、体験をしようという取り組み等々もやっている。そのほか市民協働事業提案制度、これは委員会からのご提言を基にできたような制度だが、そういったものも進めている。

最後に東西線のフル活用プラン推進ということで、12月6日、東西線開業という中で、沿線の開業機運を盛り上げる、沿線のまちづくりを進めるといったあたりも、市民協働で進めようというところがあるので、さまざまPR活動や、そういったまちづくり、開業に向けて盛り上げの機運を醸成していくような、そんな取り組みも市民の皆さんと一緒にやっている。参考までにご報告申し上げた。

[風見委員長]

本当に市民協働に関しては本当に幅が広がってきたなと思う。これを見ると、皆さんのご努力で本当にここまで、市民協働というのがある意味、庁内全体に広がってはきている。それをしっかりと位置づけて、さらにこの委員会で作成したものが本当のエンジンになるような指針になればというふうに思っている。

[高浦委員]

ちょっと些末な観点なのかもしれないが、荒井駅や国際センター駅で、地下鉄の開業前から駅の上部施設のところをオープンにして、ある程度市民団体が使えるような形に、既

になりつつあるという理解でよろしいのか。都市デザインワークスさんがオープンカフェみたいな感じで開かれたりしていた。

[事務局（市民協働推進課長）]

東西線の国際センター駅の上部空間がどう活用していくかは、今後少し整理しながら、よりよい空間にしていけばいいかなというふうに考えている。まだ何か固まっているわけではないというところで、今いろいろ試行錯誤しているようなところである。

9 その他

[風見委員長]

以上で今日の審議を終わりたいと思うが、冒頭にあったように、10月答申に向けて9月に第2回目をやるということで、今回欠席委員も多いので、事務局のほうで日程調整をしていただいて、その前にワーキンググループの皆さんにはワーキングを開いていただいて、次回のときには最終決定のでき上がりでなくても、対案も含めて、このあたりに絞ろうというところが見える段階でいいのかなと思う。ただ、9月だともう実質的には最終なので、ワーキンググループで仕上がったものを、できれば早めに共有して、それに対しての意見をメールで集めた上で、委員会をやるぐらいの感じなのかなというふうに思っている。いよいよ本当にこの指針ができると今までトップランナーでやってきた仙台市の本当に大事な指針になると思う。これからのまちづくりに対して、持続可能な都市経営をするための指針だと本当に言えるものになっていないといけなないので、最後送り出す前に、この船と一緒に乗っていただいたというのは、お互い本当に誇りに思えるものだと思うので、もう少し頑張っていたきたいというふうに思う。

10 閉会

[事務局（協働推進係長）]

会場が大変暑い中、熱い議論をしていただき、感謝している。次回の委員会は9月を予定しているが、答申にむけて引き続き委員会やワーキンググループで検討していただきたいと思うので、よろしく願います。では以上を持って、平成27年度第1回委員会を閉会する。

〈議事録署名人〉

[委員長] 辰見正三

[署名人] 高浦 康有